

○国立大学法人上越教育大学副学長選考規則

(平成16年4月1日規則第13号)

最終改正 平成27年3月24日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第15条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の副学長の選考及び任期等について定める。

(選考)

第2条 副学長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

2 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、上越教育大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(選考の時期)

第3条 学長は、その職に就任したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、副学長の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命された日から当該任命された日において在職する学長の任期の終期までとする。

2 副学長は、学長が任期の終了以前に辞任し、解任され又は欠員となった場合は、新たに学長が就任する日の前日をもって辞任するものとする。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第4号（平成22年1月13日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第15号（平成27年3月24日））

この規則は、平成27年4月1日から施行する。